

日本共産党熊本市議団として国へ要望しました

国は財政を拡充し、地方住民の暮らしを守るべき！

11月26日、党派別の予算要望行動が国会内で行われ、来年度の国の予算編成に対する要望を届けました。日本共産党熊本市議団からは、やまべひろし議員が出席しました。

「熊本地震からの復旧・復興支援」「国民健康保険制度」「介護保険」「生活保護制度への支援」「子育て支援」「後期高齢者医療制度」「年金の充実」「障がい者福祉」「農漁業への支援」「教育の充実」「公契約法」「憲法の遵守」など、24項目を要望しました。主な項目の内容は以下の通りです。

すべての被災者が震災前の生活に戻れるよう、さらなる支援を

熊本地震から2年7か月。いまだ仮設・みなし仮設住宅に6,000世帯が生活しています。

また、熊本地震の特徴である一部損壊被害へは、基金による義援金の支給のみで、それもわずか3割の人にとどまるなど、いまだ復旧に手がつかない世帯も多く残されています。

【主な要望項目】

- ・「被災者生活再建支援金」を最高500万円まで拡充を
- ・一部損壊世帯への支援を国の制度として確立すること
- ・医療費窓口負担減免の復活を
- ・仮設、みなし仮設住宅の入居延長については、すべての希望者に適用すること

立野ダムによらない治水対策…河川改修の推進を！

7月に発生した西日本豪雨災害では、ダムの急な放流により下流域では犠牲者も出るなど、多大な被害をもたらしました。想定外の豪雨に耐えられない「ダム」ではなく、堤防

や遊水池などの対策こそ必要です。

【主な要望項目】

- ・「立野ダム」は建設を中止し、ダムによらない治水対策として、白川の河川改修を推進すること

負担の限界を超えた国保料、国の責任で財政支援を！

低所得者が多く加入する国民健康保険制度は、構造的な矛盾もあり、全国で行き詰っています。

熊本市でもこの4年間で、2回も保険料が引き上げられ、政令市の中で最も重い負担となっています。

負担の限界を超えた保険料を引き下げ、だれもが安心して医療を受けられるようにすることが必要です。

【主な要望項目】

- ・国民健康保険料の負担軽減のため、特別の財政支援を行うこと
- ・国が1兆円投入すれば、国保料を協会けんぽ並みに引き下げることができるので、そのための財政支援を行うこと



弁護士による「無料法律相談」のご案内

毎月定例で無料の法律相談を行っています。どなたでもご利用できます。震災に関わる法律相談も含め、ぜひご利用ください。「事前予約制」です。ご希望の日時に電話予約をお願いします。

- 12月11日(火) 午後6時～8時
さくら法律事務所(京町本町1-22) TEL 090-8667-3148
- 12月13日(木) 午後1時～4時
菜の花法律事務所(南区江越1-17-12) TEL 322-7731
- 12月19日(水) 午後2時～4時
中央区生活相談所(大江5-15-20) TEL 375-2200
- 12月20日(木) 午後6時～8時
北区生活相談所(武蔵ヶ丘1-10-1) TEL 338-2001
- 12月14日(金) 午後1時30分～4時
山本のぶひろ渡鹿生活相談所(渡鹿5-19-7) TEL 362-5181
- 12月10日(月) 午後3時～5時(※1月の日程は現在調整中です)
東区生活相談所(広木町7-23-2) TEL 328-2656

日本共産党 市議会だより

発行：日本共産党熊本市議団

上野みえこ なすまだか やまべひろし

熊本市中央区手取本町1-1 3階

NO. 1123
2018年12月9日号
電話 328-2656
FAX 359-5047

メール：kumamsu@gamma.ocn.ne.jp
HP：http://www.jcp-kumamoto.com/

希望する被災者へ仮設住宅の延長を認めるべき

延長要件の変更で、民間賃貸・公営住宅の入居者は対象外に 被災者追い出しの「延長要件」変更



これまでの延長要件でも認められない場合があるため、党市議団は、希望する被災者の期限延長を認めるよう要望を続けてきました。ところが、逆に民間賃貸住宅・公営住宅を仮設・みなし仮設としている被災者の延長は全く認めないという変更です。借家を借りる被災者は切り捨てられてしまいます。

(被災者の声)
現在、みなし仮設に入居しています。来年春に期限を迎えますが、商売もしており、希望する転居先が見つかりません。今のままでは、高い家賃の負担だけが残ります。

市が示している仮設住宅の延長要件

これまでの延長要件	新たな延長（再延長）の要件
【自宅】 <ul style="list-style-type: none"> • 工期の関係等から、供与期間内に自宅を再建できない。 • 公共事業等に日数を要し、供与期間内に自宅を再建できない。 	【自宅】 <ul style="list-style-type: none"> • 建築請負契約書を交わしたが、工期の関係等から仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない。 • 公共事業等（区画整理・地盤改良等）に日数を要し、仮設住宅の供与期間内に自宅を再建できない。
【民間賃貸住宅】 <ul style="list-style-type: none"> • 健康悪化等により1階の物件を探しているが見つからない。 • 高齢・障害・一人親・子育て世帯等で、家賃の安い物件を探しているが見つからない。 • 保証人がいないので、保証人なしの物件を探している。 • 居住自治体外に避難しており、元の市町村の物件を探している。 	【民間賃貸住宅】 延長はありません * 供与期間満了までに、自身で再建先の確保が必要
【公営住宅】 <ul style="list-style-type: none"> • 公営住宅に入りたいが、補修や建設状況により、供与期間内に退去できない。 	【公営住宅】 延長はありません * 災害公営住宅の建設状況により延長の必要性がある場合は別途案内

5,700世帯の仮設等入居者の希望に沿う対応を

市は、「民間賃貸住宅の空き物件の確保状況等が改善してきたこと」を要件見直しの理由にしています。しかし、商売をしている人、高い家賃は負担できない人、ペットのいる人など、さまざまな条件で希望する物件を探せていない人も多数います。約5700世帯の仮設等入居者が希望する住居を再建できるよう、希望する人には仮設等延長

を認めるべきです。

(現在の仮設等入居世帯数)

種別	入居戸数
プレハブ仮設	331戸
みなし仮設	5,174戸
市営住宅	150戸
特定優良賃貸住宅	12戸
サービス付高齢者住宅	2戸
国家公務員住宅	7戸
合計	5,676戸